

○財務省
経済産業省 告示第五号

外国為替取引等取扱業者遵守基準を定める省令（令和五年財務省、経済産業省令第一号）第二条第一号イの規定に基づき、主務大臣が指定する特定の者等を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和五年五月二十六日

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 岡田 直樹

一 ユーゴスラヴィア連邦共和国のセルビア共和国に住所又は居所を有する自然人であつて、ミロシエヴィツチ前ユーゴスラヴィア連邦共和国大統領及び同氏の関係者として外務大臣が定める者（欧州連合が、ユーゴスラヴィア連邦共和国に対する制裁に関連して、在外資金の凍結措置を維持する対象として、ミロシエヴィツチ前ユーゴスラヴィア連邦共和国大統領及び同氏の関係者を定めた件（平成十二年十二月外務省告示第五百十九号）で定める者をいう。）

二 タリバン関係者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件（平成十三年九月外務省告示第三百三十二号）で定めるものをいう。）

三 テロリスト等として外務大臣が定めるもの（アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）及び先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）

四 イラク前政権の機関等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件（平成二十二年七月外務省告示第三百四十二号。次号において「イラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件」という。）別表のⅡ．に掲げるものをいう。）

五 イラク前政権の高官又はその関係者等として外務大臣が定めるもの（イラク前政権の機関、高官又はそ

の関係者等を指定する件別表のⅠ・及びⅢ・に掲げるものをいう。）

六 コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成十七年十一月外務省告示第千百一号）で定めるものをいう。）

七 スーダンにおけるダルフルと平和阻害関与者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフルと平和阻害関与者等を指定する件（平成十八年六月外務省告示第三百七十四号）で定めるものをいう。）

八 北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となる北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器計画に関連する者を指定する件（平成十八年九月外務省告示第五百四十九号）で定めるものをいう。）、北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者として外務大臣が定めるもの（北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件

（平成二十一年五月外務省告示第二百九十七号）で定めるものをいう。）及び北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者を指定する件（平成二十五年四月外務省告示第百十八号）で定めるものをいう。）

九 ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件（平成二十二年六月外務省告示第三百十二号）で定めるものをいう。）

十 リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるリビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件（平成二十三年三月外務省告示第七十五号。次号において「リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件」という。）別表のⅡに掲げるものをいう。）

十一 リビア前政権の機関等として外務大臣が定めるもの（リビアのカダフィ革命指導者及びその関係者を指定する件別表のⅠに掲げるものをいう。）

十二 シリアのアル・アサド大統領及びその関係者等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるシリアのアル・アサド大統領及びその関係者等を指定する件（平成二十三年九月外務省告示第三百十五号）で定めるものをいう。）

十三 クリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるクリミア自治共和国及びセヴァストポリ特別市のロシア連邦への「併合」又はウクライナ東部の不安定化に直接関与していると判断される者並びにロシア連邦による「編入」と称する行為に直接関与していると判断されるウクライナの東部・南部地域の関係者と判断される者を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百六十七号）で定めるものをいう。）

十四 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年二月外務省告示第七十九号。以下この号及び次号において「令和四年第七十九号告示」という。）で定めるものをいう。）（次号において「資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人」という。）のうち、令和四年第七十九号告示（別表1）及び（別表3）に掲げる団体

十五 資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人のうち、令和四年第七十九号告示（別表2）に掲げる個人

十六 証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（平成二十六年九月外務省告示第三百十四号）で定めるものをいう。）

十七 証券の発行等の禁止措置の対象となるロシア連邦の政府その他政府機関等として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる証券の発行等の禁止措置の対象

となるロシア連邦の政府その他政府機関等を指定する件（令和四年二月外務省告示第八十号）で定めるものをいう。）

十八 輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）

十九 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第九十一号。以下この号及び次号において「令和四年第九十一号告示」という。）で定めるものをいう。）（次号において「資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体」という。）のうち、令和四年第九十一号告示（別表1）に掲げる個人

二十 資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体のうち、令和四年第九十一号告示（別表2）及び（別表3）に掲げる団体

二十一 輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件（令和四年三月外務省告示第四百四号）で定めるものをいう。）

二十二 中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件（平成二十六年八月外務省告示第二百八十二号）で定めるものをいう。）

二十三 イエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるイエメン共和国における平和等を脅かす活動に関与した者等を指定する件（平成二十六年十二月外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）

二十四 南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を

脅かす行為等に関与した者等を指定する件（平成二十七年九月外務省告示第三百二十三号）で定めるものをいう。）

二十五 イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬手段の開発に関与する者を指定する件（平成二十八年一月外務省告示第二十一号）で定めるものをいう。）

二十六 マリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるマリ共和国における平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和二年三月外務省告示第九十五号）で定めるものをいう。）

二十七 ハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件（令和四年十一月外務省告示第三百八十八号）で定めるものをいう。）

